

杉並区地域防犯自主団体支援事業 実施要綱

令和3年5月21日

杉並第7445号

(目的)

第1条 この要綱は、区内で自主的に、防犯に関わるパトロール活動を実施する団体(以下「地域防犯自主団体」という。)を登録し、必要な支援を行うことにより、区民自らの活動で安全に安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(地域防犯自主団体の登録要件)

第2条 地域防犯自主団体を登録するに当たっては、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) パトロール活動に従事する人員が5人以上で、区内に在住、在勤又は在学していること。
- (2) 原則として、月に3日以上又は年36日以上頻度で、将来にわたって継続的にパトロール活動を行う予定であること。
- (3) 営利を目的としないこと。

2 前項の登録を行った地域防犯自主団体(以下「登録団体」という。)を分割して地域防犯自主団体を設立した場合において、当該団体が分割前の登録団体と活動の実態を一とするときは、前項の規定にかかわらず、分割して設立した新たな地域防犯自主団体は前項の登録の要件を満たさないものとする。

(登録の方法)

第3条 地域防犯自主団体が区への登録を希望するときは、杉並区地域防犯自主団体登録届(第1号様式)を区長宛てに提出するものとする。

2 区長は、提出された内容を確認し、登録要件を満たす場合は、区の地域防犯自主団体として地域防犯自主団体登録簿に登録する。

(支援の内容)

第4条 区長は、第5条に規定する登録団体の申請に基づき、予算の範囲内で、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 防犯活動に必要な物品(以下「物品」という。)の支給
- (2) その他、区長が必要と認める支援

2 前項第1号に定める物品は、登録団体の構成人数に応じて付与するポイント数の合計の範囲において支給するものとする。

3 ポイント数の計算方法及びその上限並びに物品ごとの必要ポイント数については、別表に定めるとおりとする。

4 物品の支給を受けた登録団体は、その物品の支給を受けてから3年を経過した年度に

において、第2条に掲げる要件を満たしている場合は、再度防犯活動に必要な物品の支給を受けることができる。

(物品支給の申請)

第5条 登録団体は、物品の支給を希望するときは、地域防犯等活動計画書により当該年度の活動計画を示した上で、活動物品支給申請書(第2号様式)により、別表に定めた範囲内で区長宛てに申請する。

(物品支給の決定)

第6条 区長は前条の申請を受け、支給を決定した場合は、支給決定通知(第3号様式)によりその内容を登録団体に通知する。

(活動の報告)

第7条 区長は、登録団体に対し、年1回、活動内容、実働人数など活動実績について報告書の提出を求めるものとする。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて、登録団体に対し、指導・助言を行うものとする。

(登録の取消し)

第8条 区長は、登録団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消し、支給した物品を返却させることができる。

- (1) 第1条に定める目的にふさわしくない行為を行ったとき。
- (2) 第2条第1項各号に定める要件を欠いたとき。
- (3) 登録の届出が虚偽又は不正な手段によりなされたことが判明したとき。
- (4) 前条に定める報告書に虚偽の記録があったとき又は報告書を提出しないとき。

(登録の廃止)

第9条 登録団体が自ら団体の登録を廃止しようとする場合には、速やかに杉並区地域防犯自主団体廃止届(第4号様式)を区長宛てに提出するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は危機管理室長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月24日から施行する。

別表（第5条関係）

物品名	必要ポイント	支給上限
①ジャンパー	15	新規：構成員1名に対して35ポイント付与（上限：1400ポイント） 継続：構成員1名に対して25ポイント付与（上限：1000ポイント） 申請時の人数によりポイントを決定。合計ポイントの範囲内で物品を支給。
ジャンパーに名入れする場合	上記+5	
②帽子 （メッシュキャップ、または切替メッシュキャップ）	15	
③自転車プレート （子ども見守り）	3	
④バンダナ	3	
⑤その他	区長が認めたもの	

様式 略